

出された題材をそのまま慣例的に使っているということになりますが、差別用語とは考えていないというふうに言っているんですね。一応、私は講演をこういう内容で出されてますから一応聞きに行ったんですよ。その話をテープで聞いているということなので一応内容は御存じになるわけですね。

まず第一点に、そこに入る前に、やはりこういった私はその狂育の内容はどうであれ、こういうビラをまず見た場合、この「狂」を使った場合、どうしてもそういうふうに使われてきた歴史がありますから、やはりいけないというのはわかっています、使っちゃいけないというのはわかりますけれども、そういうふうイメージに映るわけですね。市民がこれを見たときに、何だろうとか、違和感があるとか、こんなの聞きに行きたくないわとかさまたまな影響が出ると思うんですよ。だから、これについて最終的に問題ないという教育長さんの考え方は、やはり問題があるうと私は思います。これはちょっと認識を変えていただかないといけないんじゃないかというふうに思いますので、その点を指摘しておきたいんですが、講演の内容についてなんです。先ほども教育長さんも言っていましたけれども、知力とか情緒とか意思とかいろいろなものがある、片方に偏っちゃいけないんだと、バランスのとれたといいますか、ある意味では意思とか情緒なんかの土台がしっかりしてないといけないんだという、そういう早い話が講演内容になってたんですが、この講師の川合月海さんという人は、講演の中において、要するにある意味じゃこういうふうに育っていただきたいというイメージがあって、それが大きく離れてきているんだと、それを「完全に狂っている」という表現をしているわけですね。それはテープを聞いているんだからわかっているでしょう。要するに狂っている、はっきりこの講師が言うわけですよ。それを講演の中で何回言ったと思いますか。十二回言っているんですよ。それに次に講師が言うことでは、「アホ」になる、「子供たちがアホになるんだ」という表現の仕方を九回言っているんです。全部で二十一回初めから終わりの間にばあっと入っていくわけですね。

こういうことを平気で言っている講演して、私は聞いていてその人の考え方云々というより、この人はやっぱり差別的な考え方を持っている講師なんだという印象を強く受けたんですよ。だから、これだけのことをその講演の中で平気で言うものに問題はないという答弁はないんじゃないんですか。

それと、これは先ほど教育長が言っていますけれども、福生市青少年問題地区委員会ですね、その二者同一主催なんですけれども、今回については各地域で活動されている方を中心を集めたというふうにお聞きしているんですが、

その人たちが百名前後ですね、講演会に来ていたというふうに思うんですが、この講師の言うことをそのまま信じていけば、その地域に帰ってそういう立場で活動展開するわけですね。狂育、狂育といったって字が違っていればわからないわけですから、おのずと表現していくわけです。それは狂った育て方になる、あるいは教育があるんだという表現を地域でどんどん使っていくわけです。じゃあ先生の話を聞いてない人がそういう話を聞いたらどう思うんですか。じゃあ子供たちが、親がそういうふうな議論をして受け取ったらどうするんですか。地域でそういう話がどんどんどんどん展開されるでしょう。学校に行っている子供たち、影響を受けた人が学校の中でもそういう話はするでしょう。（「狂った教育もあるんだよ」と呼ぶ者あり）それがおかしいと言っているんです、私は。

そういう影響が出るんですよ。それを教育委員会主催でやっちゃったわけですね。火をつけたのは教育委員会なわけですから。ひとつどういうふうなそこら辺を影響力等も含めて考えていらっしゃるのか。当然この講演内容が決まった時点で、当然教育委員会に連絡があるわけですから、まずいと思えばそこで打ち切ることができるわけですね。教育委員会は指導する立場ですから、この講師が講演を終わったときにかなりの本を並べましたよ。さまざま書いているわけですからそこら辺知って当然ですよ。内容を知らなくて呼んだわけじゃないですから、この人が来たかどうかというふうな話になるかわかっているはずですよ。にもかかわらず、これを決まってくる段階において中止しないで、そのまま続行するということはどういふことなんですかね。

全くその教育委員会の考え方そのものがちょっと理解できないので、講演の内容等々そういうものを含めてもう一度教育長さんにお伺いしたいというふうに思います。以上です。

○市長（石川彌八郎君） 米韓合同軍事演習チームスピリット89のことでございますが、これは先ほど申し上げましたけれども、もう何回も申し上げていますけれども、司令官に近々に会いますので、この旨については話します。

それからあと、二番目のE2C低空飛行ですか、この問題でありますけれども、硫黄島で実施されるときは横田での訓練をやめさせる最大のチャンスであると、こういうふうなことは見方が甘いということのようでありますけれども、しかし、チャンスであることには間違いないわけでありまして、確かにデューピス中將が硫黄島でやる時には横田ではやめると、そうは言っておりませんが、一つのチャンスであるという意味で申し上げたつもりであります。

それからあと、天皇制の警備の問題ですけれども、確かに私も福生市に苦情が一つもなかったからいいんだと、そういう意味で言ったんではございませんが、必要なるがゆえに警備をしたわけでございます。過剰警備ととらえる方はとらえると、またおまわりさん、御苦労さんなどと、そういう思われる人は思われるということではないかと、こんなふうに私は思っているわけでございますが、いずれにいたしましても大変な大問題が起きたときは大変なことになるわけでございますので、そういったようなことであるということでございます。

それから、消費税の問題も先ほどもちょっと申し上げましたけれども、どんなにすばらしい税金でも、これは歓迎された税金というのは古今東西過去にないわけでありまして、先ほど申し上げましたけれども、新税はすべて悪税、そして旧税はすべて良税ということなんでありまして、したがって、消費税というのはいろいろ確かに問題にはなっているわけでありまして、これ確かに問題になっているわけではあります。

しかし、やはり直間比率の問題とか、いろいろの見地から見ても、やはりこれはいつの日かはやらなければならぬということではなかったかというふうなことで、この税制改革というのは、やっぱり国民のコンセンサスを得て皆さんに意見を聞いて一〇〇%コンセンサスを得て税制改革というものはできるものではないんですね、これは。何かの一つの変革期みたいなときでもない、いわゆる税制の抜本的な改正というのはないわけでありまして、そういった意味においては、いわゆる所得税とか法人税とかの減税とか、そういったことは全く出ないで、消費税だけが一本で出ているような感じがあるわけでございます。そういった意味で、こういうふうなことが国で決まったからには、やはり何であろうと、それに従うということが、福生市長としても肝要ではないかと、こういうふうなことで申し上げたということでございます。以上でございます。

○収入役（内田和雄君） 自席から個人情報情報の時期の関係につきまして御答弁をさせていただきます。

今、文書管理につきましてのプロジェクトチームをつくりまして今動き始めました。これも、これらの状況を見ながら今後条例の制定の時期等の検討をしてまいりたいと思っております。この時期がいつかということになるわけですが、今のところ、いつということとは言明できませんが、できるだけ早いうちにできますれば、また議会にも協議をしてまいりたいと、かように思っております。（「一年前も同じことを言ったよ」と呼ぶ者あり）
ひとつよろしくお願いいたします。

○福祉部長（石川和夫君） 二月二十四日の天皇葬儀に対します保育園の実態ということございまして、十二園中五園開園いたしました。十八名の子供さんを預かっております。以上でございます。

○教育長（来住野和也君） 自席から御無礼してお答えさせていただきます。

まず最初の二十四日当日の休日のために、親ごさんがお勤めに出られている方、それで小さい小学生をお持ちの方は影響があったんではないかと、私としては影響がなかったと申し上げているんでありません。当然影響があった方もおられるだろうと、ただし、先ほども申しましたように、これは十日ほど前からほぼわかっていた事実でございます。したがって、親が子供に対する愛情、気持ちから申ししても、そのときのために何らかの手当てを当然されていた家庭が多かったんではないかということで、全くそのことが影響なくて、私は知らんぷりで安心しているということではありません。ただ、それほど問題になるほどの混乱とか不便はなかったのではないかと、こういう判断を申し上げます。

それから二番目のお知らせの文章の中に、弔意をあらわすためという言葉を入れたという問題ですが、他の市町村でどうなったかというのを、私は後で羽村町は書いてなかったというぐらいを聞いただけですが、調査はしております。

それで、福生はその言葉を入れたわけですが、その判断の根拠は何かということですが、法律というのは、やはりその立法の精神というか、ある趣旨があって決められるわけではあります。その趣旨が素人ではわからないようなものでは問題でありますけれども、国民の大多数の自然の感情として、大喪の礼に弔意をあらわすというのはごくわかりやすい文面でありまして、短い言葉で保護者へのお知らせとして何ら不適切なものだという判断は私いたしませんでしたので、そのまま、これは学校長の名前で、しかもお知らせであります。お知らせですので何か強要するとか、こうしなさいということではなくて、お休みだということお知らせであります。ただ思想的、感情的な立場のお違いの方がその文面を読んで多少異論を申されるということがあっても、それも当然だと思いますが、それはこちらが何かをしるという押しつけたわけではございませんので、お休みになるというお知らせの文面として、その根拠になる法律の精神を、法律と同じように書かせていただいたわけでは、学校長の名前ですが、私としても問題なしと答え申し上げたわけです。

それから弔旗の問題については関連ですので次長が後で答えします。

それから学校のカリキュラムの問題ですが、これは議員さんおっしゃるような、その一日やらなかったから一日学習すべきものがなくなったじゃないかというような、そういう余りに硬直したカリキュラムとか学校教育に対する考え方ですと、それこそ何というんですかね、そういう考え方を持った例えば教育行政といたしますと、それは教員なり学校長なり子供なりに影響を与えると私は考えます。やはりもう少しカリキュラムそのものにも柔軟な姿勢で取り組んでいかないと、こういうことが起こるかわからない世の中でありますので、それは何日も続きますれば問題になるかと思えますけれども、この際、問題なしと私はお答え申し上げたわけで、その埋め合わせと申しますか、カリキュラム上の一日の欠日分は学校がそれぞれ工夫して埋め合わせするのではないかと、その点では学校を信頼申し上げます。

それから最後の狂育、けものへんの「狂育」という言葉遣いがありますが、これはその言葉としてはお話しになった月海先生の造語だそうでございます。お尋ねしましたところ、全国で随分何回も同じ表題で講演をされているようですが、全くクレームその他問題になったことはないというお話でございます。

それから、講演の内容についていろいろお話がありました。私もテープを聞いておりますのでお話はできるわけですが、共催の立場といたしまして、講師をお願いして、そして講演をお願いしてお話しをいただいた内容についてですね、私は批判する立場にないと思いますので、御遠慮させていただきたいと思ひます。

なお、そうでないと事前に内容を一言言葉遣いまで検閲をしまして、これならやってほしいというようなことなると講演ができないとすれば、今後、福生市において、あらゆる講演は不可能になるんじゃないかと、そんなふうにも考えます。

したがって、もう行われた内容について私が共催者である教育委員会の責任者として、内容について云々することについては大森議員と後ほど私が私的にお話をするのはよろしいと思うんですが、ちょっとこういう場所ではどうかと思ひますので、御遠慮させていただきます。以上です。

○教育次長（古谷正夫君） 弔旗の掲揚についてでございますが、学校長が警備員に協力依頼を申し上げまして弔旗を掲揚したわけでございます。

○議長（村尾栄次君） 二時まで休憩いたします。

午後一時四十八分 休憩

午後二時一分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二番（大森 進君） それでは三回目の質問を行ってまいります。

チームスピリットについては、こういった意見が出されたということについては話していくことなんです。これはもう来年から中止されれば、それにこしたことはないわけですが、なかなか必ずしもそうなのかという感じでもありませんし、今後ともこの問題については指摘していきたいというふうに思っております。

やはり市長さんとしては、毅然とした態度で臨んでいただきたいというふうに強く要望しておきます。

E2Cの問題についても、チャンスはチャンスだろうと、それはそれなりにこれはやるのが非常にシビアで大きく中止させるという現状の中ではないから、それでも、何でもいからやっていきたいんだという気持ちなんですよけれども、それはそれでいいんですけれども、やはりそう見通しは多分甘くはないだろうと、きちんと構えていていただきたいというふうに思ひますし、今後ともかなり通告なしでどんどん来る可能性があるので、そこら辺はやはりそういう予想を立てて、今どうすべきかということを引きちんと組み立てて対応していただきたいというふうに思ひます。これも要望にしておきたいと思ひます。

次に天皇問題については保育園の状況についてはわかりました。結構です。

教育委員会の方なんです、二十四日を休みにしてその親の関係については大体もう結構です。

文書でお知らせの関係について、やっぱり教育長さんの認識は問題はないという認識なんです。しかしながら、調査してないということなんです、私が調査した段階では、ほとんど福生以外はやられてないんです。これを出されたことによって、やっぱり親がどう受け取るのかということを考えてもらわなければいけないんです。これはあれでしょう。実際、校長会といいますか、そういうのを開かれて教育委員会も一緒にどういふうな対応をするかということ協賛されたと思うんですね。やはり、そのときに当然ほかの動きということも情報を得ているだろうし、

どうすべきかということも判断材料としてはさまざまあったというふうに思ふんですよ。

それをあえてこう入れたわけですから、私が言いたいのは、その文書を大喪の礼に際し、弔意をあらわすために平成元年二月二十四日は休日となりましたのでお知らせしますという形で出せば、受け取った保護者の方は弔意をあらわすために休日となったんだから、これについては私も前にもずっと議論展開してまずけれど、戦争責任があるという方々も多いんですよ。それはいろいろな方々がいて当たり前なんですけれども、そういう形であらわしたくないという人も多いはずなんですよ。その人たちにとってみれば、この文書は問題として受け取るわけであります。

実際あれですよ、教育委員会はどうか把握されているのか知りませんが、休日になっても子供を登校させた親はいるわけですよ。各学校に子供たちが何人か来ているはずですよ。私は親から聞いておりますけれども、登校させましたと言っている。実際、そこら辺はどういうふう把握しているんですか。こういう文章が入っていないければ、多分そのままお休みですからお休みしますというふうになっていくんです、それはそれで。でも、この文章が入ってくるから、いやだっという親ごさんが出たって不思議はないし、実際どうなんですか。この当日、登校した子供たちがいるんじゃないんですか、そこら辺の状況把握をお知らせいただきたいですね。まさか休みだから、あと学校のことはどうなっているか、それは知りませんよということにはならないんだから、教育委員会はそれのくらのことを把握しているでしょう、教えていただと思いますね。

次に弔旗を揚げた関係について質問したんですけれども、ちょっと答えになっていないんだと思うんですよ。校長が依頼してやらせたということなんですが、それはもうお聞きしたんですよ。私は、その警備の方にお願ひするところが問題であるというふうに指摘しているんですよ。教育委員会として、これについても多分校長会とか、あるいはその教育委員会がどうすべきかということで協議されてるはずなんですよね。しないで勝手に何の連絡もしない、指導もしないで校長が勝手にやるんですか。そうにはならないでしょう。当然、教育委員会としての考え方がそこには存在しているわけです。

私は、警備の関係については民間ですから、そういう形でお願いすること自体は問題だというふうに思っているんです。教育委員会が弔旗を揚げたいのであれば、私はこんなものは掲げてもらいたくないんですが、掲げたいのであれば、こういうふうな言われ方をしないような揚げ方をみずからちゃんと指導しなさいよ。管理者がいるんですよ、

現場に、校長が。一校だけ掲げてますよね、これはまじめな校長なのかなと私も思ってしまいましたが、こんなのは上げないにこしたことはないんですがね。ほかの九校は全部あれでしょう、警備の方にお願ひしちゃったんですよ。こんなこと考えないで教育委員会が掲げたいんだったら、何で校長、あなたが掲げなさいという指導をしなかったんですか。これ問題なんです、さっきも言っているけれども、基本的人権という立場で。だから問題であって、そこら辺、教委、どういうふう考えたのかね。さっきの答弁になってないですよ。やはり、そこら辺まずかったと思っているのかどうか、そこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

あとはですね、教育を学ぶ権利なんです、お考えはわかりました。硬直して考えてはいけないということですね。柔軟な姿勢で取り組んでいくんだという考えでですね、これはこれで非常に私は結構だと思っているんです。何が何でも教育委員会の指導というのは、かなり上から来るような指導のあり方というのが見受けられますので、やはり柔軟な姿勢で取り組んでいくということは、これから後も教育長さんには忘れてほしくないことですから、自分の言った言葉ですから、途中で撤回しないように柔軟に対応をしていくことはきちっと守っていただきたいというふうに思ふんですよ。

その後になんと言ったのが問題なんです。学校が一日分埋め合わせをするのではないかという考え方を示したんですよ。それは教育長さんの勝手な判断なのかもしれませんが、それを実施する、しないは別にしても、教育長さんの考え方が問題だと思うのは、埋め合わせをされるのはだれなのかなんですよ。いいですか。一日分また仮にそれを消化していくとすれば、教師がやるのであって、あるいは生徒が受けるのであって、そこにきつい日程の中でそれをやられたらたまたまね話になってくるんです。だから、休日なんかしない方がいいんですけれども、要するにやっちゃったわけですから、そういう問題があるんで、柔軟にやるんだったら、教師とか生徒にかえってぎゅうぎゅう詰める、あるいははっきりいって常日ごろ生徒たちも勉強するのは大変でしょう。教師も教えるのは大変でしょう。それに輪をのせて取り返せというようなやり方はかえってしない方がいいのかもしれない。実際に休んでしまったんですからね。そこら辺はちょっと自分の考え方がどうなのかを、ちょっと今後どういうふうにしてしようとしているのか、まだ休みに入っていないわけですから、そこら辺はちょっとお聞きしておきたいと思います。

次にですね、消費税の関係について、やはり市長の立場は問題だろうというふうに私は思います。ちょっと新税は

悪税で、旧税は良税というふうな表現の仕方がありますけれども、これはやはり基本的には誤りでしょう。旧税がよかったんですか、必ずしもよいと思われなくてもとられた人はたくさんおりますよ。その後ろの方の認識はちょっと違うんじゃないんですか。

これについては、さまざまな問題点が出てくるであろうというふうに思いますので、やはり私はきちっと市長として市民の基本的な要求あるいは要望等をきちっと関係各機関に言っていくべきだというふうに思います。これはぜひそういうふうな形でやってもらいたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

あと時期的な問題については、市長さんの姿勢では、やはり市民は納得できないであろうと、やはりきちっとすべきであるということで、これは基本的にも考え直していただきたいと強く要望しておきます。

個人情報関係については、プロジェクトができてくるということで、できるだけ早い時期に行いたいということなんですが、早い時期にやっていただきたいと思っています。

ただ、これは慎重にかつ迅速にという形でやっていただきたいんですよ。いつまでもいつまでも検討中、検討中でもやはり問題だろうと、ほかの各自治体の動きというのは、もうほとんど条例化しているということも含めて、これはそうそう先送りにはできない問題であろうと、これは重々認識していると思いますので、やっていただきたいと思います。慎重にと言ったのは、私はこれは条例を制定すべきだということで一般質問しておりますが、その条例案が納得できないものが出されてくると非常に困りますので、十分、できれば出されたときには全会一致で採択できるようなものを慎重につくり上げていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思っています。

最後に教育行政について、これは全然私が言わんとしていることを理解していただいてないというふうに思わざるを得ません。

いや何回でも聞きますよ、これは。これは講師が全国でやってクレームが来たことがないとか何とか言ってますが、私はやはり教育委員会に対して指摘しているのは、この文字がどうしたって日本全国どこへ行ったら、狂うという表現の文言は差別だというのが圧倒的多数なんですよ。これは私の認識ですけれども、じゃあ差別、狂っているとか、そういうのを表現したり、あるいはそういったこといった文字を載けることに問題がないという教育長さんもその認識については非常に疑問を持たざるを得ません。私は十人に十人聞いてこのビラを見せておかしいと思わな

い人はいないというふうに今まで断言できる内容だと自信を持っているんですよ。それほど差別はしちゃいけないという認識の上に立って考えております。

こういった全然問題ないというふうな考え方をしているから、この前も一般質問をしたように就学時健診についても考え方が変わってこないんだろうというふうに思うんですよ。教育委員会の考え方がそういう立場を貫いている以上、やはりさまざまな問題点にまで波及してくるんだというふうに思います。

なぜ私がこれを言うかという点、民間グループあるいは市民グループで編成しているのが登録されておりますよね。そういった団体がやった場合、私は文句を言う筋合いはないと思っています。それはそれで考え方でやっていくから。何でもここで言っているかという点、主権が教育委員会だからですよ。公の機関、税金を使ってやっているんですよ。わかりますか。教育長、そこら辺を認識してらっしゃいますか。

ついでお聞きしますが、講師料は幾ら払ったんですか。（「そんなのが必要なのか」と呼ぶ者あり）聞いたでしよう、講師料幾ら払ったのかをあわせてお聞きいたしますが、先ほど教育長の答弁の中で、私と教育長が話せるものなら話してどうのこうのと言いました、それで片がつくんだたら一般質問なんかしないんです。そういうふうな言い方はやめていただきたい。別に個人的に話さなくても、ここで話せば終わりますから、大丈夫です、ここで話しましょう。そういう言い方というのはよくないので、できれば撤回しておいていただきたいというふうに思います。

だから、やはり公費を使って行うという点の認識に立って、このビラを見た市民が、やはりこれはおかしいとか、こういったことはやっていいのかどうかとか、さまざまな感じるわけです。税金使って行う場合には極力そういうふうな感じ方をさせてはいけないというのは当たり前のことでありますけれども、平気でその問題意識もなくやっていく今の教育委員会に問題があるというふうに認識せざるを得ないので、そこら辺の公の組織としての考え方はあるのか。こういった文言を使って市民に与えた影響等について再度教育長さんにお聞きしたいというふうに思います。それと同時に、これは私はずいと思ってますが、そういった側面を含めて考えて御返答いただきたいんですが、当然これは市民に対して、やはり問題があるというふうに思われている内容をやった以上、それなりのことをしなきゃいけないと思うんです。あるいはおわびでもいいし謝罪でもいいし訂正でもいいし、さまざまそんなのはいいんですけ

れども、広報等その他で考えて、やはりきちっとした教育委員会の見解を市民に明らかにしなきゃいけない（「そんな必要はない」と呼ぶ者あり）その責任は当然あるというふうに思っております。そういう考え方があるのかどうか、最後にお聞きしておきます。以上です。

○議長（村尾栄次君） 質問が三回で、これで終わりますので、ひとつ……。

○教育長（来住野和也君） 自席から失礼して答弁させていただきます。

最初にお知らせの文書の問題ですが、弔意をあらわすためにというのはどうかと、それを読む人の中に問題があるんじゃないかというお話でしたが、私、申し上げているように、感情的あるいは思想的にそのことについて反感を持たれる方はおられるということは認識しておりますが、私どもの立場として学校の御父兄、保護者に、校長の判断でこれはやるわけですが、当然私の方は関知してないなんていう責任逃れを言っているわけではありませんので、新聞その他も数日前からテレビ等でもあの法律のまくらに振ってあります大喪の礼に関して弔意をあらわすためにというのは極めてポピュラーで、しかも国民感情として自然な表現であると思います。これをお知らせの文に載せることは、やはり私一切問題がないことと再度お答え申し上げます。

なお、ほかの地域の情報などを得てというようなお話がありましたが、先ほどの一般市民の親子の立場というところでもありましたように、できるだけ早く連絡した方が、やはり家庭での対応その他もあるだろうということ、そういう意味では多分福生市は早かったのかもしれないですね。他の状況などを調べることなしに私どもの方で決めてお知らせを出させていただきました。そういうことです。

それから、学校に来た生徒が自主登校というんですか、いるんじゃないかと、この数字等は後で次長がお答えしますが、関連して申し上げれば、もちろんそれはその日に弔意をあらわしたくないと、子供を学校に行かすという方もおられて自由でありまして、教育委員会がそれを学校にバリエードを張って追い返すとか、そういったこともいたしませんので、まことに民主的な教育委員会だと思っておりますが……。

それから、学校のことですが、やっぱり学校というのは教育委員会の監督指導のもとにあって当然なんです。同時に、やはりそれは一校一校が自立した有機体としての性格も持っております。したがって、それぞれの学校が仮にこの一日休日のために授業の進捗等でおくれがあれば、それは教育委員会が何ら命令など出すことなく、学校の

それぞれの努力で生徒たちに負担のないように埋め合わせという言葉を使いましたが、それぞれの対処をなさるだろうと、学校を信頼していると、こう申し上げたわけであります。

それから最後の青少年問題講演会のことですが、先ほどから主催は教育委員会だ、教育委員会だとおっしゃっていますが、これはあくまで頭には福生市青少年問題地区委員会が入っております。それから福生市教育委員会、この両者の主催、俗に言う共催であります。共催団体がございまして、私はその一方の代表でございまして。先ほどから申しているように、講演の表題あるいは内容について、私がここで公的に批判をするような立場にはございませんので、再度お答えをしたいと思います。なお、費用ですが、十五万円でございます。以上でございます。

○教育次長（古谷正夫君） 二点について御答弁させていただきます。

まず第一に、登校した実態でございますけれども、小学校で一校が登校しております。その登校した児童は十五人ほどおります。それから、もう一校につきましては、登校した模様だというふうなことで、二人ほど登校した模様というふうなことでございます。それ以外の学校につきましては小中とも登校もございません。

それから警備員が揚げたというふうな問題で、東京都の教育庁から福生市の教育長あてに文書が回ったわけでございますが、私どもはそれを教育長名で学校長に配付いたしました。学校長が先ほど申し上げましたとおり、学校長の判断で警備員に協力を依頼申し上げたというところでございます。以上でございます。（「あれは、謝罪とか何か、あれの考えはないの」と呼ぶ者あり）

○教育長（来住野和也君） お答えが一つ漏れまして失礼いたしました。

この教育問題の講演会について市民の方々でいろいろな反論があるので、教育委員会としては責任上、謝罪あるいは説明等する考えはないかと、全くございません。

○二番（大森 進君） 最後です。で要望だけということ……。（「要望したってだめだよ」と呼ぶ者あり）

天皇問題について教育委員会の方にお聞きしましたけれども、一切問題ないというふうに思っているということと、自主登校についても、やはりそれなりの子供たちがいたということが明らかにしたというふうに思います。

学校としては一日休んだ分、それをどうこうと指導するつもりはないという、要するに現場の校長の判断にお任せしてらんだというふうなところですね。その考え方は基本的に違いますけれども、それはそれで今回終わりにいたし

ます。

あと弔旗の問題についても、要するに最終的には校長の判断ということに任せてあったということなんです。じゃあ十校のうち一校だけまともな校長がいて、あとはあれですね、みずからやらなかったという結論だけ残ったということになると思います。やはり最終的には教育委員会というのは、それなりの位置もありますし、立場もありますし、きちっとして問題のないように最大限考えた指導方法が必要ではないのかというふうに思いますので、今後十分留意した指導を行っていただきたいというふうに思います。

あと教育行政の中で、この講演会について、ちょっと考え方があれなんです。どうしても二者選択であってどうのこうのというんですけれども、二者主催ね、二者主催であらうが三者主催であらうが、教育委員会の名前が載っちゃった何であらうが、やっぱり最後に責任とるのはどう考えたって教育委員会なんです。でなきゃ何のために教育のこの地域における最高の組織なんですか。ほかの方が上になるんですか、そうならないでしょう。これは社会的に見たって市民だってだれだってそう思いますよ、当然のことですよ。だから、それをそういうふうな言い方というのは非常によろしくないだろうというふうに思いますので、少しお考えを改めていただきたいというふうに思います。

私は、やはりこれについては、今回の一般質問で教育委員会そのものが差別意識を持っているのではないかというふうに強く認識をしてしまいました。狂っているというようなこの題材がわかっていながら、あえてそれを平気で講演あるいはビラを刷っていくと、そこに何も感じない、全く責任はあるとは思っていない、差別ではないというふうに言い切るわけです。それから、福生市の教育委員会の本質をいよいよ見てしまったというふうに思わざるを得ません。

なおかつ、そうした形での市民に対する周知徹底の、やはり問題はあったと、誤解を招いたと、そういうことが僕はどうしてもこれはあると、避けて通れない、だったら少なくとも教育委員会の立場として訂正文でもいいですけど、何でもいいですけども、何らかの形で市民全域にわたるようにやっていく必要があるんだというふうに思うんですね。それを全くないというふうに断言するその教育委員会に対して、私は全く何というのか、今までのイメージを崩されてしまったというふうに思います。

これはもう、あと質問の回数がないので、ぜひ取り組んでいただきたい、これはぜひ出していただきたいというふうに強く要望して、終わりたいと思います。

うに強く要望して、終わりたいと思います。

○議長（村尾栄次君） 次に一番田村正秋君。

（一番 田村正秋君登壇）

○一番（田村正秋君） それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

全体といたしまして三点になっております。よろしく願います。

まず第一点目としまして多摩川と公園づくり。多摩川を利用した水と親しめる公園づくりの考えについて。

当市の土地所有面積は約三分の一が基地であり、土地と緑を考えると限られた地域であり、緑と自然を守る立場から、公園のあり方もいろいろと思考されている。当市を流れる大きな川という多摩川一本であり、羽村の堰から放流される水は年間通しても一定量である。また水と人の事業はないという立場から、公園づくりのあり方も以前とは違ってきているのではないかと。

市役所のロビーに川の風景・写真コンクールというのが置いてありました。建設省関東地方建設局の中の財団法人河川環境管理財団が小中学生を対象に川辺の写真を撮ったものである。四季を通して人間との触れ合い、イベントをミックスしたものである。最近の川に対する認識は、昔は危険で近寄らない方がよかった立場から、川を知ってもらい、あるいは川を実際に肌で感じ、親しんでもらうための施策が検討されている。

福生市が所有している多摩川に面する空間利用計画図という中で、当市はD——自然利用ゾーン、E——自然保全ゾーン、地先施設レクリエーション空間、運動健康管理空間、自然レクリエーション空間、情操空間という都市型と田舎型のミックスした場所の利用計画がなされる場所である。また鳥獣保護区であり、かなりの種類の水鳥がすんでいる。最近ではバードウォッチングをする人であるとか、犬の散歩、ジョギング等々をする人がかなりふえている。都内に住んでいる人が見たら、たまらなくうらやましい場所である。

こういったすばらしい環境を生かした空間利用は、二十一世紀を展望する福生市公園計画に欠くことのできない場所であると思うが、今後、計画される公園の中に、水と人間が親しめる公園のかかわりを持たせた新しい公園のあり方はどこまで検討されているのか、また当市を取り巻く環境との把握はされているのか、これらについて質問させて

いただきます。

次に二点目、福祉問題について。心障者に対する職種開発等について質問させていただきます。市内における身体・精神障害者は現在約千人という数字が出ていますが、障害を持った方々が、実際の生活において、あるいは現在についている職業に關し、十分な立場で仕事ができ、生活の安定というものが保障されているだろうか。先日、ある盲人サークルに出席した際、盲人の仕事というところとマッサージ業が大半であるように聞いていたが、最近健康者のマッサージ者がふえ、最新式機械を導入したものであるとかデイスカウント方式であるとか、マッサージ業でもさまざまな付加価値をつけた商法が進行している。盲人にとって唯一の仕事がどんどん侵されているということも聞かされた。一つの障害を持っただけでも自立することはなかなか難しいことであり、障害者がより安定した仕事を持ち、生き生きとした仕事をしたと思うのは当然であると思う。

当市における身体、精神障害者の仕事に対する把握はされているか。また今後、障害者に対し職種等の開発に關して、高齢者事業団等のように何らか市の仕事のあっせん、あるいはフォロー等々は考えているか、今後の対応をお聞かせください。

二点目、ひとり暮らし老人（障害者を含む）住宅問題について。

現在、日本は世界で一番の高齢化社会を迎え、二〇二一年に到来する高齢化社会の第一ピークの六五歳以上の人口は全体の二三・五％に達するという。四人に一人が六十五歳と予想され、その中で老人のひとり暮らしがふえている。当市では約三百七十人のひとり暮らしがいるそうですが、老人の大部分は社会福祉施設や病院でなく、地域社会で生活する、いわゆる在宅福祉であります。その中でも年金と送金で生活を保っている方が多い、収入が低いというふうなことを聞いています。

また最近では地価高騰であるとか相続税対策の関係上、一戸建て住宅、古いアパートを新しいものに建て替えるケースがふえており、古くから貸し家等に住んでいる人も変化の時期に来ている。また借りがえをしようとした場合、ひとり暮らしの老人が住宅を借りる場合、不動産屋さんに行ってもなかなか貸してもらえないというのが現状である。今後、老人住宅対策について、民間アパートの借り上げや家賃の補助、老人住宅の建設に対し、どのように実施していくか。他市ではどのような状況か。

また普通の老人と同様に、障害者も高齢化を迎えるわけであり、障害者の介護をしていく親であるとか身内であるとか、世話をする方々も当然高齢化するケースが見られると思うが、障害者を含んだ老人のひとり暮らし、住宅問題について今後どのように考えているのか、また今後どのように発展させ得るか、これらについて質問させていただきます。

三点目、都立昭島児童学園について。

昭島に昭島児童学園というところがあります。児童福祉法に基づく通所施設で、さまざまな障害を持った幼児に対し、社会参加を目指した早期指導の場として、広い視野に立った指導訓練を通し、心身の発達を促し、日常生活の基礎的能力を開発し、社会への適応性を身につけることを目的とした施設です。

利用児童は二歳から六歳、就学時以前の児童で、一人歩きができ、保護者のもとから通園バスに乗り通うことができる児童で、十一市から二十四人の方が通っています。当市からも現在八人が通園しているという現状であります。彼らの立場は、身体障害者手帳、愛の手帳を持っていない児童がほとんどであります。

この施設が本年四月以降から成人向け施設に転用するため、今後、障害を持つていながら障害を克服し、上の学校へ進学することを目指した子供たちの立場を理事者側はどう把握し、今後、同じ障害を持った子供が出てくると思うが、園の方向が成人向けと変化するため、児童が通う場所がなくなってしまうと思うが、今後、これらの児童に対する扱いはどう考えているか。また健康者と障害児の中間をいくこれらの子供たちについて、どう把握し、今後、問題を考えていくかについて質問させていただきます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 田村議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

最初に多摩川と公園づくりについてであります。

当市は都市化が進み、市民が市内で自然と触れ合える場所は唯一多摩川のみとなりました。この多摩川により多くの市民が触れ合い、親しんでいただけのように河川敷を活用した公園として、かに坂、柳山、南の三公園が開園し、大勢の市民に利用されております。

これらの公園は、河川管理上いろいろの制約があり、市の希望どおりには整備されておりません。そうした制約に

もかわらず、南公園は公園と広い河原とが一体となって利用しやすい状態となっているため、利用者の多い公園でございます。またかに坂公園及び柳山公園は、川との一体性にやや欠けております。今後、勾配の急な護岸を親水護岸等に改修し、市民が川に近づけるようにするとともに、公園をより親しみやすい公園に改修していく必要があるかと思ひます。

平成元年度において、多摩橋とJR五日市線の間の高水敷に仮称多摩河原公園の築造を計画し、工事費を当初予算に計上いたしました。この公園は、周辺住民から陳情書も提出され、市議会においても過去数回の質問があり、多くの方々の関心が集まっている公園であり、市内に残された大きな公園としては最後の公園となります。この公園については、基本的にできるだけ占有面積を広く確保し、個性のある利用効果の高い公園として整備することとし、また市民が公園を通して水辺に近づけるような、そのような整備をしていく方針であります。

そういたしますと、多摩川の水量と水質の問題を解決していかねばなりません。現在の多摩川は御承知のように、水量も少なく水質も悪く、残念ながら市民が川と触れ合い、親しめる状況ではなかなかございません。清流の復活については、長年にわたり国、都、近隣市町に実情を訴え協力を要請してまいりましたが、都民の飲料水であったり下水道整備のおくれ等から、必ずしも現在のところ見通しは立っておりません。しかし、水問題が解決してこそ多摩川が市民生活の中に帰ってくると確信をいたしておりますので、公園整備を機会に、なお一層運動を進めることにより、水と親しめる公園づくりに邁進する所存でございます。

次に福祉問題について、障害者に対する職種開発等についてでございますが、今日、高齢化、情報化あるいは国際化の進行する都市型社会の成熟の中にあつて、高齢者を含め障害者を取り巻く社会、経済環境も大きく変化し、障害者等の職種の開発、すなわち雇用の拡大は厳しい状況にあることと思ひられます。

そこで御質問のように、障害者等への職種の開発につきましては、これまで障害者是一律に弱者あるいはサービスの受け手としてとらえがちであつたわけでありましたが、今後は新しい障害者観に立って、障害者も市民の一人として、みずからの力で社会の担い手として積極的に自立、自助意識の確立を図る一方、高齢者や障害を持つ人を地域の生活の中に温かく包み込み、互いに支え合つていく地域社会が形成されることが必要であり、肝要であらうかと思ひられます。

とりわけ今後、行政分野においても公共事業、事務事業の見直しをする中で、障害者の機能に応じた多様なニーズが供給できるよう進めていく必要があるかと考えております。また、各事業所の積極的な協力が必要不可欠であると思ひております。

いずれにいたしましても、機会あるごとに御理解をいただき、協力が得られますよう努力をしてまいりたいと思ひております。よろしく御理解のほど、お願いをいたしたいと存じます。

二点目の、この福祉問題についてでございますけれども、御質問のひとり暮らし老人、これは障害者も含むわけでありましょうけれども、住宅問題についてでございますが、まず老人の住宅問題につきましては、さきに原議員さんの御質問に対し御答弁申し上げましたけれども、高齢化が進行する中で、将来に向け豊かな高齢化社会への対応策の一つであり、今後、老人の実態調査等をする中で検討させていただきたいと存じます。

それから障害者でございますが、ひとり暮らしの障害者の把握につきましては、大変申しわけありませんが、把握できておりませんので御了承いただきたいと思います。

障害者の住宅問題につきましては、障害の程度により在宅が可能な人あるいは施設でなければならない人などケース・バイ・ケースとなると存じますので、その実態を踏まえて今後対応を検討させていただきたいので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

最後でございますが、都立昭島児童学園について新年度からの使用目的変更に伴う児童の対応についてでございますけれども、昭島児童学園は、東京都が昭和四十五年四月一日から障害児のために児童福祉法に基づく通所施設として開設以来、今日までその実践活動には目を見張るものがありました。

しかしながら、東京都は平成二年四月からは、新たに成人向けの心身障害者生活実習所へ転用することが決定されております。当市におきましても、このことは憂慮にたえない事態であり御指摘のとおりでございます。

現実の問題といたしましては、福生市の保育所での集団保育に適應能力のある児童についての受け入れ、保母、保護者による面接、相談、指導、訓練を行い、新年度からの市内の保育所に措置決定すべく取り組んでいるのが実情でございます。

今後の課題といたしましては、保育所等の集団保育に不適応の児童の処遇でございますが、あらゆる機会をとらえ

まして東京都初め関係機関の児童施設への入所措置ができるよう努力してまいりますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

以上で田村議員さんからの一般質問の答弁とさせていただきます。

○一番（田村正秋君） 自席から再質問をさせていただきます。

まず多摩川の公園なんですが、やはり最後の大きな公園の整備事業だというふうなことです。今、手元に空間利用計画図というふうながあるわけなんです。どうしても先ほど言いましたけれど、この福生市というのは田舎と都会のちょうど中間であるというふうなことで、やはり川を整備し、あるいは公園を整備するというふうなことになりますと、どうしても一つのまちだけではなかなかまいぐあいにはいれないと思うんですが、面しているところは昭島、秋川、羽村なんですが、ちょっとおもしろい現象があるんですね。

この中に、八番としまして、生体系保全空間というのがあるんですが、これは福生市にはなくて、昭島あるいは秋川、それで羽村にまたがっているというふうなことがあるんですが、この辺もやはり鳥の生態とか、そういったものがほかのまちの方がかなり進行しているというふうなケースもあると思うんですが、やはり今後その公園整備事業計画の中にありまして、他市との関係事業、これをちょっと建設部長の方に答弁していただきたいと思うんですが、やはり今後、トータル的にその整備事業を他市との連携を図りながらやっていかなくてはならないと思うんですが、その辺について今後の検討なり抱負なりをちょっと聞かせていただきたいと思っています。

次に職種開発なんですが、現在、福生市にはレンゲ作業所であるとか、ひまわり作業所、これは最近できたものなんです。この中に、今レンゲ作業所は紙の袋ですか、それをつくっているというふうなことで、あるいは、ひまわり作業所ではアイスクリームのスプーンですか、それを入れているというふうな軽作業があると思うんですが、そういった作業所においてもかなり職種が新しい、何かもうちょっと給料がいいというのか、働く気が、働く意欲を持つような仕事か欲しいかと思っていると思うんですが、現在、そのレンゲ作業所あるいはひまわり作業所の一カ月の一人当たりの賃金はどのくらいになっているのか、その点につきまして質問させていただきたいと思っています。

また、ひとり暮らし老人の問題なんですが、先日にも原議員の方から質問があったと思うんですが、その実態調査をしましてやらないとわからないというふうなことなんです。これから間もなく到来してくる高齢化社会を目の前に

しまして、やはり市独自で、あるいは何らかの住宅確保というふうなことを考えなければいけないと思うんです。ぜひ、この辺もちょっと建設部長に答弁していただきたいんですが、やはり新しい、これはちょっと建設か福祉かちよっとわからないんですが、市営住宅の中にありまして、身体障害者住宅であるとか、あるいはひとり暮らし住宅であるとか、そういったことも当然もうこれから二十一世紀を展望するわけですから検討している課題ではないかと思うんですが、その辺についてももう一度答弁していただきたいと思っています。

それから昭島児童学園なんですが、これは昭和四十五年に一応精薄児施設というふうなことでできたんですが、四十九年に今の施設というふうなことで、四十九年からずっと現在まで来ているわけですが、やはり成人向けの施設がこの地区にはないというふうなことで、かなり成人向け施設に対しても期待はしているんですが、やはり現在、昭島児童学園に行っている方というのが障害手帳を持っていない方がかなりいるとか、その症状を見ますと原因不明の病気が半分以上あるとか、いろんな状況、ケース・バイ・ケースでかなり難しいと思うんですが、今後、三月いっぱいである程度打ち切ってしまうとか、今後の処置の仕方というふうなものがかかなり問題だと思っ

特に働いているお母さん方にとっては、やはりなくなってしまうというふうな不安が随分あると思うんですがね、その辺に關しても今後市内では保育園あるいは幼稚園等々ですね、かなり定員が少なくなっているというふうな現状ですね。その中に保育園で何人かは今度入れるということなんです。さらに、もうちょっと一歩進めて、ちょっとそういう障害を持ったお子さんでも対応できるべく幼稚園の場所確保ということに關しまして、今後考えていただかなければならないと思うんですが、その辺についてもぜひ部長の見解をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。

多摩川との公園づくりに關連をいたしまして、広域的に整備を持つ考えがあるかどうか、そういうことでございますが、現在進めております多摩川の整備計画については、先ほど市長が申し上げましたような形で整備をしていきたいと、そのように考えておりますが、御案内のように多摩川はたまたまその行政界を走っておりますので、隣の秋川市あるいは羽村町、昭島市、そういうところとの共通の課題でもあるかと思

共通の課題と同時に、共通している貴重な空間であると、そんなふうに理解しておりますので、確かに今後整備を